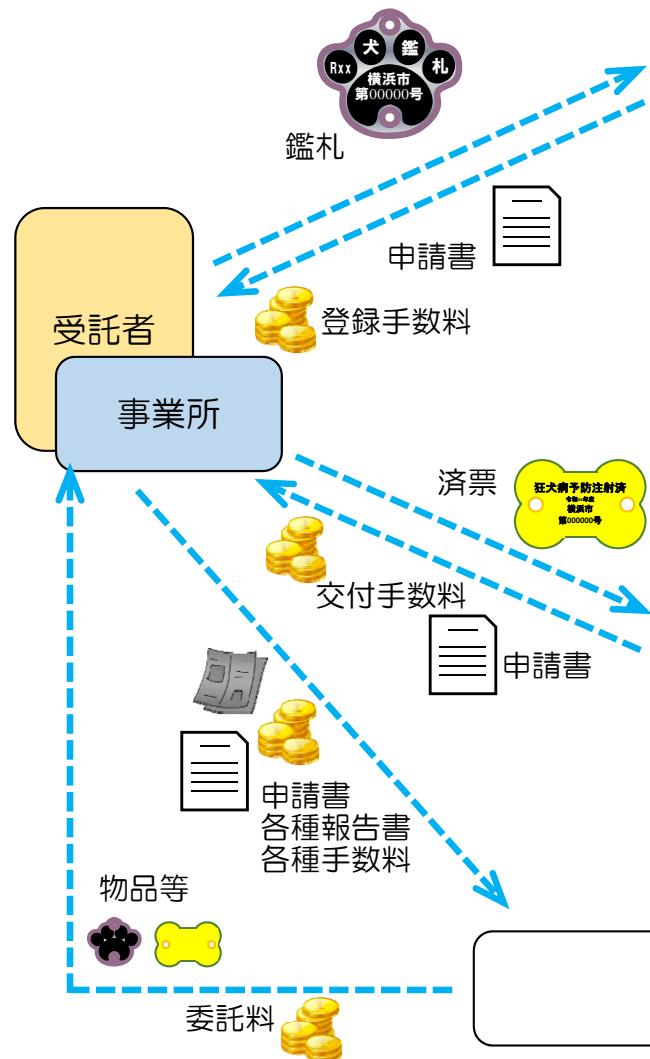


個別事業者

- ・業務を行う事業所が1か所のみ

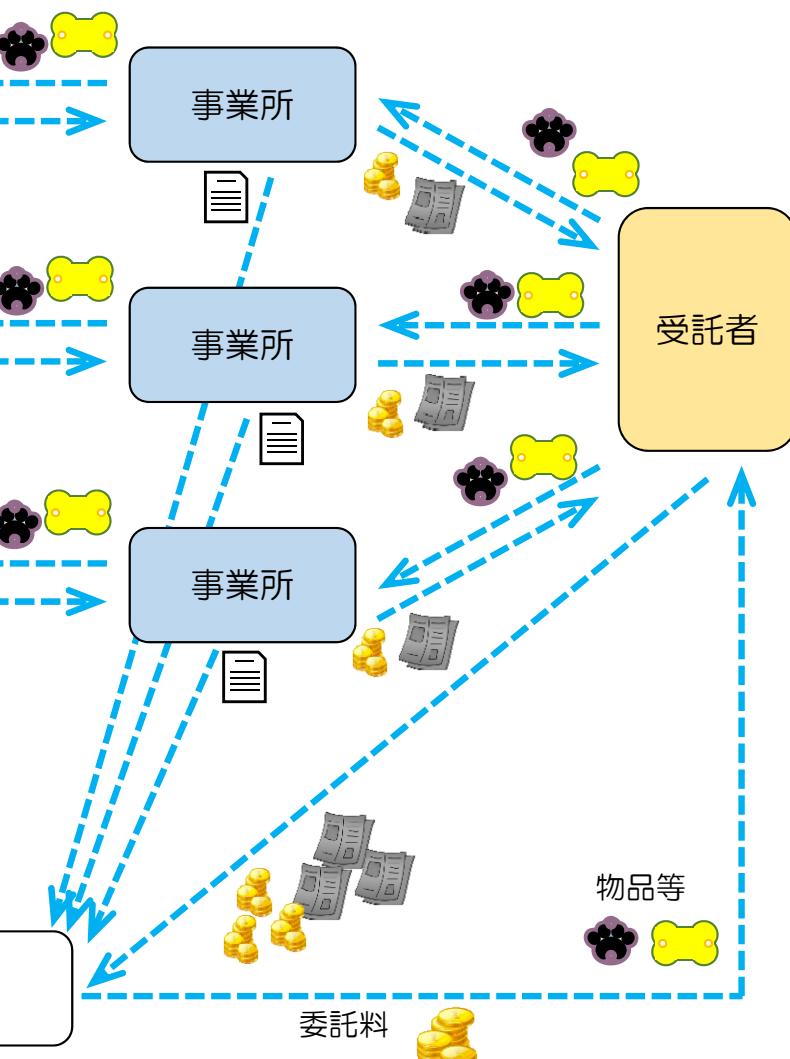
※受託者と事業所の所在地は、同じ場合と異なる場合があります。



複数の事業所で当該事務を行う受託者

- ・業務を行う事業所が2か所以上

※各事業所において業務を遂行するためには必要な事務の取りまとめ等について、別途契約とします。



※ 飼い主にとっては、購入や注射と同時に犬の鑑札・注射済票の交付が受けられるので区役所で改めて手続きする必要がなくなります。